

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第19回）議事録

日時 平成24年6月29日（金）10:00～11:14

場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員）樫谷委員長、今野委員、島本委員、若月委員

（規制所管省庁）

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 榎本室長

厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室 北條首席職業指導官

（事務局）

和泉事務局長、枝広事務局長代理、田中次長、池田参事官、佐竹参事官、

里見参事官、田尻参事官、福浦参事官、長屋参事官、豊重参事官補佐

1. 開会

（樫谷委員長）それでは、定刻となりましたので、第19回「評価・調査委員会」を始めさせていただきます。

カメラが退出いたしますので、少々お待ちください。傍聴の方も以降の撮影は御遠慮ください。

それでは議事次第に沿って進めさせていただきます。

2. 評価・調査委員会専門部会に所属する委員及び部会長の指名について

（樫谷委員長）はじめに委員の所属部会及び部会長について御報告いたします。

（「委員長提出資料」配付）

ただいま配布いたしました資料をご覧ください。

今野委員におかれましては、4月1日より評価・調査委員会委員に御就任いただいておりますが、医療・福祉・労働部会に所属していただくとともに、医療・福祉・労働部会の新部会長に御就任いただければと思っております。会議規則では委員長により、指名することとなっておりますので、私のほうから今野委員を医療・福祉・労働部会の新部会長に指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（樫谷委員長）それでは今野医療・福祉・労働部会長から一言御挨拶いただきたいと思っております。

（今野委員）4月から委員になりました今野と申します。よろしく申し上げます。指名でございますので部会長を担当させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（樫谷委員長）ありがとうございました。

3. 部会報告

(樫谷委員長) それでは次に、教育部会の検討状況について御報告をお願いしたいと思います。

若月教育部会長より御報告いただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

(若月委員) 若月でございます。おはようございます。

教育部会では、規制の特例措置 8 1 6 「学校設置会社による学校設置事業」について、評価を行ってまいりました。

その審議におきまして、学校経営面、教育活動面、それから認定地方公共団体における関係事務の実施状況や教育内容の質の保証等の観点から問題点が認識される一方で、地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用も確認されたところでございます。

以上のことを踏まえまして、全国展開は適切ではないとの意見で一致し、「是正」ということで評価意見(案)としてとりまとめをさせていただいたものでございます。

なお、その詳細につきましては事務局から御報告をいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

4. 評価意見のとりまとめ

(長屋参事官) 事務局でございます。失礼いたします。それではお配りいたしております資料 1 「教育部会報告」とあるものがございますが、これの別紙「評価意見(案)」という枠に囲まれた紙がございます。これを読み上げる形で御報告させていただきたいと思っております。

①別表 1 の番号 8 1 6

②特定事業の名称 学校設置会社による学校設置事業

③措置区分 法律

④特区における規制の特例措置の内容

地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。

⑤評価

是正(規制の特例措置の手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正された予防等の措置について特区における検証を要するもの)

⑥⑤の評価の判断の理由等

規制所管省庁による調査では、以下に掲げるような問題点が認識された。

①学校経営面

・通信制高校において特区外の民間教育施設で添削指導等を実施する事例 等

②教育活動面

・通信制高校においてメディアを利用した場合の視聴確認や成果確認を行っていない事

例

- ・大学において、専任教員や実務家教員の取扱いや、教育課程等に関し疑義が呈される事例 等

③認定地方公共団体（以下、「認定団体」という。）における関係事務の実施状況

- ・高等学校以下の株立学校への評価に関し、評価方法及び公表方法が不適切な事例
- ・学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない事例 等

一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置の実施により、英語教育、情報通信技術の活用、不登校生徒の受入れなどの地域の特色ある教育機会を提供する場として教育の多様化が図られた例や、生徒の地域行事への参加や世代間交流による地域活性化などの効用が見られた。さらに、市町村において税収増、スクーリングで訪れる関係者による宿泊需要等の増加、地元人材の雇用創出等が図られたことも確認された。

このように、本特例措置の効果が認められる一方で問題点も指摘されている以上、全国展開は適切ではないとの意見で一致した。このため、以下のとおり本特例措置の運用を見直す。

⑦ 今後の対応方針

1 具体的には、本特例措置の運用を以下のとおり見直す。

生徒等の習熟度合いの多様性にも十分配慮しながら、教育の質の保証を確保しつつ、特区制度の趣旨に沿った運用が必要である。その際、現に学んでいる児童・生徒・学生や保護者の利益及び安定的な株立学校の運営の継続に十分配慮するとともに、各株立学校が掲げる教育の目的・内容にも十分留意しつつ、画一的に新たな基準を課すなど過度の規制強化につながらないようにしなければならない。

- (1) 内閣府は、内閣府通知「株式会社立通信制高校に係る特定事業に関する取扱いについて（通知）」（平成18年8月1日）を踏まえ、面接指導等（面接指導、添削指導、試験）が特区区域内で行われるよう、あらためて認定団体に対して周知・指導する。
- (2) 規制所管省庁は、適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。
- (3) 内閣府及び規制所管省庁は、学校に対する助言指導体制の確保を認定団体に対して要請する。

また、規制所管省庁は、ノウハウの乏しい認定団体に対して、必要な助言を行う。

2 併せて、新たな特区計画の申請があった場合は、その認定は、

- (1) 面接指導等（面接指導、添削指導、試験）の特区区域内での実施
 - (2) 認定団体における指導体制の構築
 - (3) 認定団体における評価実施とその結果の公表の徹底
- について、認定申請団体に確認した上で行う。

また、規制所管省庁は、認定の同意に当たって、関係法令・通知等を踏まえた適切な教

育活動の実施について助言する。

3 既設の株立学校の学校法人化が議論となった。規制所管省庁が行った意向調査によれば、特に高校の多くが学校法人化を希望又は学校法人化に魅力を感じると回答している（小学・高校21校中18校、大学5校中1校）。

これを踏まえ、規制所管省庁は、学校法人化を希望する学校に対し、新たな学校の「設置」ではなく「設置者変更」として認可を行うなどのこれまでの制度の弾力化等について情報提供を行う。また、相談窓口を設けて個別にきめ細かく対応するなど学校から寄せられた懸念の解消に努め、学校法人化を支援する。特に、認可権者が都道府県の場合、当該都道府県の理解が得られるよう、学校や生徒・保護者等の立場に立って必要な支援を行う。

4 なお、評価・調査委員会は、適当と認める時期に、上記運用の改善状況及び学校法人化の進捗状況について規制所管省庁に報告を求めることとする。

⑧全国展開の実施内容、⑨全国展開の実施時期については、いずれも該当がございません。

以上でございます。

（樫谷委員長）ありがとうございました。何か。

（若月委員）ありがとうございます。今委員長から発言の機会をいただきましたので、一言部会長として付言をさせていただければと思います。

今報告をさせていただいた通りでありますけれども、こうした作業をするに当たりまして、部会長としましてはまず生徒にとって何が一番良いことなのだろうかということを中心に大きな視点、基幹的な視点として議論を進めてきたものでございます。

今御報告を申し上げました評価意見案のポイントは大きく分けて2つございます。

1つは、この特例措置の適切な運用という観点から改善策をかなり具体的に取りまとめたものでございます。この特例措置の趣旨に従った実施、これは当然のことでありまして引き続き認定団体にもこの要請をしてまいります。その際既に学んでいる生徒や保護者に十分な配慮をしていくこと。また、それぞれの学校が掲げている教育の目的や内容といった質にも十分に留意をしつつ、画一的な基準を課すなど過度な規制強化にならぬよう留意をしていただきたいという思いが込められております。

それから2つ目のポイントでありますけれども、いわゆる株立学校の学校法人化が盛り込まれたことについてでございます。法人化を望む株立学校に対しましては、実現のための必要な支援を文部科学省がきめ細かく行うこととしておりますが、その際生徒・保護者に対し必要以上に不安を与えないよう、また希望する学校の考え方にもよく耳を貸していただきたいと思っております。特に高等学校以下の学校設置認可につきましては県が行うことから、支援はしましたけれども結局何も変わりませんでしたということのないように文部科学省に対しましては本部会からも要請をしているところでもございます。

こうした経緯を踏まえまして、地方の自発性といったようなものを最大限に尊重し地域の特性に応じた規制の特例措置の実施によりまして、経済社会の構造改革を進め地域活性化を図るという構造改革特区の目的に沿って、本特例措置の趣旨そして適切な教育活動の実施、これが両立するよう今後も状況を見極めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。今若月部会長からご発言をいただきましたが、文部科学省は何かございますか。

(榎本室長) どうもありがとうございます。私どもこの学校に関しましては、設置された以上は国公私あるいは株式会社立、皆同じでございます。そういう中で個別の学校に対しましては、課題があればその都度指摘あるいは指導等するという方針であります。それは普通の学校も株式会社立学校も変わりはありません。

一方で、これまで株式会社立学校の状況を見てまいりますと、そういった個別の指摘では止まらない構造的な課題があるということが株式会社立学校においては見受けられるということから、これまで弊害と申し上げてきた次第でございます。

具体的に申しますと、市町村が少子化の中で株式会社立学校を誘致するということで学校が作られているということが非常に多くございます。そういったこともあって小規模な市町村においては十分な専門性がない、あるいは誘致してきているという経緯もあり市町村から十分な指導が学校にできていないという構造的な問題がございました。

それから2つ目といたしまして、そういった中で出来上がっている株式会社立学校、そのほとんどが広域通信制という特殊な形態でございます。こういったところの多くが特区区域外において学校とは関係のない学習センターというものを設け、ここが学校との関係が十分に整理されないままに子供たちがそこに来て学んでいるという状況がございます。特区区域外であるにもかかわらず、そのセンターに行きますと〇〇高等学校という看板を掲げて活動しているところも1つではございません。

3つ目といたしまして、そういった活動が見受けられる広域通信制高校におきましては、教育の質という観点からも極めて異例な状態が見受けられます。これは株式会社立だからということではなく、学校法人の場合と比較調査をした場合にも、株式会社立学校の方が教育の質に課題があるということがデータからも出てきているところでございます。

ということから、既存の学校に対しては文科省といたしましても適切な指導をしてまいるといってございますけれど、こういったことが個別の事例に止まらない、構造的な問題があるということから、是正が必要であると文科省としても考えているところでございます。

また学校法人化に関しましても、先ほど部会長からお話ございました通り、文科省としても希望のある学校に対しましては丁寧な情報提供等をしてまいるといって所存でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。今部会長からあるいは文科省から御意見、御報告いただきました。これを踏まえまして、評価意見案について御意見、御質問ございましたらご発言いただきたいと思います。何かございますか。今野さん。

(今野委員) 単純な質問なんですけど、株式会社立でいきたいと言っているのになぜ学校法人化を希望するのかよくわからないんですけれど。そうしたら最初から学校法人でいけば良いじゃないかということになっちゃうと思うんですが。そこはどうしてなんですか。

(榎本室長) 教育部会のご方針を踏まえて文科省においてアンケートを取りましたところ、高校以下の学校のうちの86%が「学校法人化を希望する」または「学校法人化に魅力がある」と回答をいただいております。それに関して個別にお話を伺いますと、やはり保護者それから子供たちからの安心感という点では、学校法人の方が安心感が得られるということを複数の学校から私ども承っているところでございます。

そういった中で一旦は株式会社立で設置されたけれども、学校法人に移行したいというところが出てきているんだろうと思います。実際これまでに学校法人に移行しているところも出てきているところでございまして、そういったことへの関心が高まっているように見受けられます。

(今野委員) 私の質問は単純で、株式会社形態で学校を設置する事業と言っているのに、なぜ学校法人化が出口になっちゃうんだろうかという、非常に単純な疑問なんです。

(樫谷委員長) 若月部会長。

(若月委員) よろしいですか。

(樫谷委員長) はい、どうぞ。

(若月委員) 株式会社立の形態での学校もありうるというのを決して閉じているわけでも何でもないわけでありまして、いわゆる株式会社立の学校がいろいろな実践をする中で学校の意思として、より保護者や生徒の方に安心感を与えるという意味で学校法人化という希望があったということで、その道も閉ざしたくないという配慮があつての結論とご理解をいただければと思います。

(樫谷委員長) よろしいですか。

(今野委員) 良いですよ。

(樫谷委員長) 文科省のお話だと、若月部会長の御報告もそうですけど、教育の質についてちょっと問題があったということですよ。私も株式会社であろうと学校法人であろうと、学生あるいは生徒に対する教育の質に差があるということ自体が問題なので、そこについては今後とも、今の若月部会長からの御報告あるいは文科省からの御報告にもありましたように、それぞれ所管が内閣府あるいは県・市町村と違うかもわかりませんが、しっかり質が確保できるようにしていただかないといけないかなと思っております。

そこについては、ここでは質の確保、今株式会社立の学校になっていますよね、そこについて、もう入っちゃったんだからそのままでする良いよという話にならないと思うんですが、それについて今どういうふうになっているんですか。今御報告をいただいた中

ではあるんでしょうけれど、もう一度。既存のところですよ、既存のところでは株式会社立があって教育の質に若干問題があるというところについての対応策をもうちょっと具体的に。

(榎本室長) ありがとうございます。今後の対応方針に書いていただいておりますけれども、⑦の1の(2)でございますが、「適切な教育活動が実現するよう、認定団体に対して周知・指導する。」としていただいております。

これは、文部科学省は個別の株式会社立学校に対して直接的に指導するという権限がございません。これは認定地方公共団体を通じてという構えになっておりますので、認定された市町村を経由してでございますが、教育の適切な実施ということに関して、文書等を通じて改めてこの課題に関しての指摘をしていくというふうになろうと思っております。

広域通信制高校に関しまして、添削指導を適切に実施する、それから民間の教育施設との関係をきちんと渾然一体とならないようにする、それからこちらに書かれておりますけれども、面接指導等に関しましては区域内で行われると、こちらは内閣府のご担当でございますのでそちらの中でのご対応がなされましたら、私どもといたしましてもその旨を各自治体に対してお知らせをしていくということになろうと思っております。

(榎谷委員長) ということは、要するに特区の制度においては、指導するのは特区を所管する地方公共団体が株式会社立の学校に対して、設置の問題だとか教育についても指導しなきゃいけないということになっているので、そこは曖昧と言うとおかしいんですけど、能力のあるところとないところがあって今のような状況ができてしまったと理解してよろしいですか。

(榎本室長) はい。

(榎谷委員長) わかりました。そうするとポイントは、特区を申請した各地方公共団体が相当しっかりしてもらわないといけないということですよ。ここでは文科省が地方公共団体を指導するということになっているんですかね。それはどのような仕組みになっているんですか。ノウハウのあるところとないところがあると思うんですがね。

(榎本室長) 特区として活動を始めたところに対しては、文科省から自治体に対して適切な教育に関しまして学校への指導をお願いしますとお伝えすることになります。

新規のものに関しましては文科省としては関わりようがない点でございますので、新規の申請が仮にある場合にも適切な対応がなされていかないと、同じ事が今後も繰り返されかねないと懸念しております。

(枝広局長代理) 特区法に基づいて規制の特例措置を運用する場合、適切に行われているかどうかという観点から内閣府から認定団体に対して必要があれば指導します。一方、教育の質の確保という観点からしますと、設置認可主体である認定団体が見ていくということになるでしょうから、この教育の質の問題については文科省が認定団体に対して必要があれば助言すると。

ここにも書いてあるんですけど、認定団体はもともとノウハウが乏しい中でこうした

特区制度を活用したいということで計画の認定を受けたわけですから、そういうところについて丁寧な助言を文科省の方には期待をすると、こういうことになるんじゃないでしょうか。

(樫谷委員長) ということは今後、もし特区の申請があったとしたら地方公共団体が腹を据えて指導していかないと難しいということなんですかね。腹を据えていただきたいということですかね。

(今野委員) 今おっしゃられたことは、組織としての目標は教育の質を確保することが非常に重要な基準だということですが、もう一つ重要なのが安定的に品質の高い教育を供給するということが、安定の方はどうなんですか。つまり学校法人は潰れないような形でいろいろなことをやっているわけですね。その辺の安定性というのは指導の対象になるんですか。株式会社は潰れて良いから株式会社なんですよ、極端なこと言うと。その辺の安定性の面の指導というのはどういう形になるのかなということをお教えいただければと思うんですけど。

(榎本室長) これに関しましては教育の内容というよりも運営面になりますので、こちらは特区法に基づきまして、経営的課題が出てきた場合にはセーフティネットとしてそこにいる子供たちがどこに移れるかということは準備していただきたいということは特区法の中に出てきてまいりますので、これは文科省からの指導というよりも特区法に基づく対応ということで、内閣府で適切なケアがなされるものと認識をしております。

(長屋参事官) 失礼いたします。今の点について補足を申し上げますと、1つは学校が仮に立ち行かなくなった場合のセーフティネットの構築ということにつきましては、認定する際の要件にもしておりますということと、それから、認定地方公共団体が学校の設置を認可する場合に、高校などですけれど、そういうときにも資産要件等は課してございますので、そういった形でも継続性については配慮されているものと考えております。

(若月委員) 今、今野先生の御質問、まさにそうした議論を部会ではずっと重ねてまいりました。いわゆる特区法に基づく趣旨や精神、これを生かしていこうと同時にクオリティ、その中には安定性といったものも当然含まれている、その両者をどう両立させ、内閣府及び所管省庁がどういった形で関わっていったこの両者をバランスよく実現していくかといったようなものも主な議論でありました。その点について、今まで以上に内閣府を始め所管省庁については強く地方公共団体に対して、今までの実践を踏まえたいうえで、教訓がいくつかありますから、さらに指導すべきところをきちんとしていかないと、現状でそのまま放置しておくことは良くないなという流れが概略ということでございました。

(今野委員) 学校法人と株式会社との基本的な違いのもう1つは利益処分の仕方が違って、学校法人はお金を出した人に配当としてお金を回すわけにはいかないのですよね。でも株式会社は配当でやっても良いわけですから、利益処分の仕方が基本的に違うわけですが。これは質問なんですけど、儲かってるのですか。

(榎本室長) 大学と高校以下に分けて申し上げますと、大学は現在5校ございます。5校

のうち4校が赤字の状態でございます。これは学校法人の大学が赤字の場合の率と比較いたしましても、赤字の学校の率が多いという状況です。

それから高校以下に関しましても赤字のところは複数、たしか資料でご紹介しましたが、4分の1近くが赤字となっております。学校設置会社が学校を運営しつつ、先ほどご紹介しました学習センターも経営しているところが複数ございます。また学校設置会社が自らは学習センターを運営しなくとも、その親会社が経営していると、資本提携で繋がっているというところもございます。そういったセットで行われている場合も複数見られておまして、そういうところでトータルでやっているという状況が見られます。文科省としては、学習センターがあるということは営業の自由でございますから可能でありますけれども、そこが学校と渾然一体になってしまいますと、子供たちからするとどこで学んでいるのかというのがわかりにくくなってしまいうということから、適切な対応が必要であると思っております。

それから株式会社立学校でありましても、平成22年度からは高校無償化の関係で高校就学支援金というものが、これは学校法人も株式会社も分け隔てなく、生徒一人当たり年間11万円程度出ているところでございますので、そういった中でなおさら株式会社立学校の様々な責任は大きいものと思っております。

(櫻谷委員長) ありがとうございます。いずれにしても文科省としては所管している県なり市町村に間接的にしかできないと。だから内閣府としてもいろいろ対応していただいているんですね、今まで通知を出したりですね。それでもうまくいかなかったと、県が指導しきれないと。お話があったように誘致しているんだから言いづらいというところもあったと思うんですが、そこだけの理由なんですか。ノウハウがないというのと誘致しているので言えないという、そこで非常に中途半端な状況になったと考えてよろしいのでしょうかね。

(長屋参事官) やはり認定地方公共団体はどうしても小規模な市町村が多いということでそこが大きいんだろうと思っております。

(榎本室長) 特区におきましては、特区として認定を受けるということと学校の認可が別になっています。通常の私立学校は都道府県で学校の設置認可が行われます。ところがこの株式会社立学校に関しましては、設置形態が株式会社立であるということと同時にその認可を市町村が行うというふうになっております。ですので、認可を受けた市町村は今度は株式会社立学校を認可するということになりまして、ここにおきまして市町村で十分なノウハウがないという点が課題となっております。したがって設置されて以降、文科省も含めてトータルで指導していくという点は大事でございますが、設置される時にどうなるかという点が課題でございます。これも教育部会で御報告申し上げたんでございますが、複数の自治体におきまして認可する基準を作らないで認可したという点、それから基準もいろいろな基準を組み合わせることによって一定の水準が保証されるという構えは自治体において取られたと思っておりますけれども、それが必ずしも適切に機能されていないという点

がございます。したがって市町村で認可をするという点が出てまいりますので、この入口のところからしっかりと見ないといけないと思っております。

(樫谷委員長) なかなか難しいということがよくわかりました。若月部会長を始め、部会の皆様方には本当にご苦勞をおかけしたと思えます。

小さなところが確かにそこまで責任持てよと言われても、なかなか難しいということなのかもわかりませんね。そういう意味で、ただ特区の火は少なくとも消していないということですが、事実上そう安易にできるものではないということかもわかりませんので、今後希望があれば、そういうことも含めてフォローもしっかり県なり市町村ができるかどうかということも確認したうえで、やらないといけないかなと思えますのでよろしく願いいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の部会報告につきまして委員会として了承することとしたいと思えますが、御異議はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

異議がないようですので、委員会として了承することとします。どうもありがとうございました。

大変難しいものにご協力いただきましてありがとうございました。

(若月委員) ありがとうございました。

(樫谷委員長) 以上、教育部会からの報告を踏まえ、評価・調査委員会としての平成24年度上半期の評価意見案を構造改革特別区推進本部長に提出することといたします。

(「当日配布資料」配付)

(樫谷委員長) それでは、ただいま事務局から配布された評価意見案でよろしいでしょうか。中身は同じであるということがございますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございました。

5. 平成24年における未実現の提案の諮問について

(樫谷委員長) それでは次に、未実現の提案のうち、経済的・社会的に意義があり専門的知識を活用すること等により、新たに特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、今回本部長から4件の調査審議について諮問をいただいております。

これについて、事務局から補足説明をお願いします。

(里見参事官) それでは事務局よりご説明申し上げます。

ただいま委員長よりございましたとおり、内閣総理大臣より評価・調査委員会委員長あて諮問された内容について、資料2に基づきご説明申し上げます。

1 ページ、目次の次のページをご覧くださいと思います。

確認のため諮問内容の本文を読み上げさせていただきます。

「構造改革特別区域推進本部令（平成15年政令第326号）第1条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

未実現の提案のうち、別表に掲げるものについて、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるため、貴委員会の調査審議を求める。」

次にこの別表でございますが、2ページ目に4項目掲げております。これらの内容につきましては後ほどご説明申し上げます。

続いて3ページをご覧ください。

調査審議する案件の選定の考え方については中段に記載してございます。これは基本方針に基づきまして、「経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえてさらに検討を進めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるもの」を選定したということでございます。

具体的には、本年3月2日に開催しました前回の本委員会においてご説明しましたとおり、一昨年の18次提案募集から昨年の20次提案募集までの未実現の提案が今回の調査審議の選定対象となっております。

続いてこのスケジュールでございます。一番下の段でございます。

本日の諮問を受けまして、7月から10月にかけて部会で調査審議を実施していただきます。今回お願いする4件については、その内容から地域活性化部会にご担当いただくこととなります。

過去の調査審議においては、部会において、提案主体、規制所管省庁あるいは有識者からヒアリングを行い、規制所管省庁にご出席いただいたうえで審議を進め、提案に基づく特例措置を講ずべきかどうかの意見案を委員会に報告いただき、委員会として調査審議意見を取りまとめいただくという手筈で進めております。今回もこうした進め方を踏襲し、10月下旬までを目途に意見のとりまとめをお願いしたいと考えております。

この意見を踏まえ、政府が対応方針を決定するという手続きは、評価に関する手続きと同様でございます。

続きまして5ページ目をご覧ください。

4つの調査審議案件について、制度の現状、提案者のご要望、規制所管省庁のスタンスをご説明申し上げます。

まず1つ目、5ページの「障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和」でございます。こちらは総務省の所管の規制でございます。提案者は株式会社世田谷サービス公社でございます。

制度の現状についてですが、こちらは地方公共団体の契約方式として、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約等により締結するものとされており、随意契

約については、地方自治法の施行令により障害者支援施設から役務の提供を受ける場合等に限られるとされております。

ここで提案者の要望ですが、障害者雇用に積極的に取り組む一般事業主への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を図るため、次のとおり随意契約要件を緩和するということで2点挙げております。1点目が、法定雇用障害者数以上の障害者雇用に複数年次にわたり継続して達成している一般事業主が行う事業であること。2つ目が、その事業に使用される者が一定数以上の障害者であること。ちなみにこの法定の障害者雇用率でございますが、現在は1.8%、来年度平成25年4月1日より2.0%の予定となっております。ちなみにこの2点目に掲げております「一定数以上の障害者」という一定数について、特に決められた具体的な数字は提案者から示されておられません。

これに対する規制所管省庁、総務省のスタンスでございますが、地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としているところであり、競争入札によることよりも随意契約によることの方が経済的かつ合理的に契約の内容を達成できると客観的に認められるような場合限り、随意契約が認められているところとしている。提案の随意契約事由は、営利法人が随意契約の相手方となることを認めるものであり、経済性の観点から地方公共団体にとって客観的に有利とは認められないことから、これを随意契約事由とすることは認められないということで、当時未実現という結果になっております。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

公立大学法人、これは地方独立行政法人として位置づけられておりますが、この研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和でございます。主担当は総務省でございます。提案者は大阪府でございました。

制度の現状ですが、公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されております。該当法令は地方独立行政法人法でございます。

大阪府からのご要望の内容は、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、公立大学法人の設立団体が認める場合は、当該大学法人から大学の研究成果を事業化する企業に対し出資することを可能とするという要望内容でございます。

これに対する総務省のスタンスでございますが、公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能。想定される出資先等不明な点はあるが、公立大学法人はその収入の大半を運営交付金が占め、財政的に設立団体たる地方公共団体に依拠していることから、公立大学法人自らが財政的なリスクを負う出資を行うことは適当ではないとの理由で、未実現となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、「農地利用集積円滑化団体の民間開放」でございます。農林水産省の所管の

規制でございます。提案者は兵庫県でございます。

制度の現状でございますが、農地利用集積円滑化事業は、大きく分けて①農地売買等事業と②農地所有者代理事業からなっているとっております。この用語自体耳慣れない場合もあるかと思しますので補足させていただきますと、この「農地利用集積円滑化事業」と言いますのは、農地等の効率的な利用に向けその集積の促進を図るために、平成21年12月に施行された事業のことでございます。この①の「農地売買等事業」でございますが、こちらは農地等の所有者から農地等の買入れや借入れを行い、その農地等の売渡しや貸付けを行う事業でございます。②の「農地所有者代理事業」につきましては、農地等の所有者から委任を受けてその者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業でございます。

制度の現状に戻りますけど、これらのうち①については、事業主体を市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定しているが、②については、上記に加え、非営利法人や法人格を有しない非営利の団体も事業実施主体となることが可能でございます。

提案者、兵庫県のご要望内容ですけれども、新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」すなわち事業実施団体となることを認めるという要望内容でございます。

これに対する農林水産省のスタンスでございますが、まず①については、実施主体は自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることを踏まえ、市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定している。②については、農地のあっせんを行う場合、客観的・中立的な判断と実行が求められるため、収益性の低い農地（遊休農地等）であっても、出し手からの引受を拒否できないとの義務を課しているところであるが、営利法人が株主等との関係から、営利を無視してこのような事業を継続できるか疑問。また、営利法人の場合は、利害関係者への集積を優先する可能性が排除しきれないということで、対応困難として未実現となっております。

長くなりますけど最後になりますけど、8ページ、「旅行業登録等に伴う要件の緩和」でございます。こちらは国土交通省の所管でございます。提案者は山形県の大蔵村でございます。

制度の現状ですが、旅行業の登録や営業の開始にあたっては、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任すること、営業保証金の供託等の要件を満たすことが必要とされております。該当法令は旅行業法でございます。

提案者、大蔵村のご要望の内容ですが、現行法で規定されている旅行業の登録要件について、第三セクターや観光協会等自治体の関与があるものに限定するなどの要件を満たし、その自治体内を観光させる場合には、旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除可能とするという内容でございます。

これに対する国土交通省のスタンスでございます。旅行業務に関する取引は、無形のサ

ービスを提供するものといった特性等に鑑み、消費者保護等を図るために旅行業を営むものを登録にかからしめ、最低限の規制を設けている。消費者保護の必要性は、いかなる者が旅行業を営む場合であっても異なるものではないことから、提案の措置は対応困難として未実現となっております。

内容についてのご説明は以上でございますが、これらの提案者のご要望、規制所管省庁のスタンスについては、今後地域活性化部会でご審議いただく中で、それぞれご当人から、またあるいは専門家からヒアリングを行い、議論を深めていただければと思います。

調査審議に関する事務局からの説明は以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、諮問案件につきまして御意見や御質問はございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域活性化部会に偏っているところもありますが、すみません。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

6. 特例措置の一部改正について

(樫谷委員長) 次に、特例措置の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

(田尻参事官) それでは続きまして資料3に基づきまして、ご説明申し上げます。

本件は既に構造改革特区で実現しております特例措置のうち、いわゆる根っこになります国の規制が大幅に変わったということでこの特例措置自体が意味をなくしたということで、関連する基本方針の別表を整理しようとするものでございます。

案件は1218番の「地域特性に応じた道路標識設置事業」になります。特例措置の内容でございますが、1にございますとおり国の主務省令によって道路標識の大きさなどが規制されておりますが、この特例措置を使います場合、地方公共団体が地域特性によって案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて認定を申請しその認定を受けた場合には、交通の安全と円滑が確保されているといったこと、こういった前提が満たされる限りにおいて、いわゆる主務省令において規定されている標識の寸法あるいはその文字の寸法、これを二分の一まで縮小することができるという特例でございます。

今回この特例措置に関しまして見直しをする趣旨でございますが、この特例措置につきましては、いわゆる道路の種別、国道あるいは都道府県道、市町村道を問わず、この設置する標識の寸法について公共団体に特例を認めるものでございますが、今回このいわゆる地域主権一次一括法と通常呼んでおりますが、この一括法の施行に伴いまして、この道路の種別のうち、いわゆる都道府県道それから市町村道、この道路に設置する標識の寸法につきましては、全面的に条例に委任がされるという措置が講じられたところでございます。

したがってこの表にございますが、従前この改正前におきましては、本特例措置において、国道、都道府県道、市町村道いずれもこの二分の一までの縮小が可能であったと

ころでございますが、今回一次一括法において、中ほどでございますけれども、都道府県道と市町村道においてはすべて条例によって対応が可能となったところであります。

したがって、都道府県道と市町村道につきましては構造改革特区に基づく特例措置の意味がなくなったということになりますので、これを対象から外すという内容でございます。

ちなみに国道につきましては、一次一括法におきましても条例委任の対象外とされておりますので、ここにつきましては引き続き構造改革特区の特例として措置されるという整理になります。

それから次のページをご覧くださいますと、今ほど申し上げました内容を基本方針の別表1に反映をさせようとするものでございます。上の半分につきましては、今説明したようなことから文言に落とされているというところでございます。

なお、補足に書いてございますが、1点目としましては今回の整理は規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されると、こういった基本方針での整理になるかと思っております。いわゆる一部の全国展開とは違うという整理をしております。

それからもう1点でございますが、いわゆる経過措置といたしまして、この一次一括法の附則におきまして、法律の施行は本来4月1日でございますが、条例が制定されるまでの間1年間は猶予が認められております。したがって、1年を越えない期間内において条例が制定・施行されるまでの間は、従前の例によるとされています。したがってこの構造改革特区の特例につきましても、1年間については現行の特例措置が可能であるといった措置をしておく必要があるということでございます。上に戻りまして基本方針の中にも後半のただし書において、経過的な期間においては依然として有効であるといったことを書こうとしております。

なお、この特例措置を現在活用しておりますのは、3にありますとおり金沢市において活用がされております。金沢市においては、国道、県道、市道それぞれにおいて、この1218の特例を活用しております。市においては本年中を目途に一次一括法に基づく条例を制定・施行するべく準備を進めているというところでございますので、この条例が制定・施行されるまでの間は従来通り構造改革特区のこの特例が生きているといった形になります。金沢市とは適宜連絡を取っておりますが、移行に当たりましては無理のないように対応していきたいと考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ここに一部全国展開ではなくと書いてあるけれど、都道府県道と市町村道については、条例が変わったので自主的に全国展開に近いみたいな形になるわけですね。ただ法律上はそうは読まない。全国展開ではないと読まないといけない。わかりました。ありがとうございます。

それでは、特例措置の一部改正についての事務局のご説明ですけれども、御意見や御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

7. 規制所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置について

(樫谷委員長) 次に、規制所管省庁自ら全国展開を予定している特例措置について、事務局及び厚生労働省より説明があります。

(里見参事官) それでは事務局からご説明申し上げます。資料4でございます。

「規制所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置について」ということで、4点ほど、5ページまで資料をつけております。

まず内容の前に、御報告に至った経緯と手続きについてご説明申し上げます。

まず、規制所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置につきましては、基本方針に基づきまして、内閣官房が必要に応じて規制所管省庁とともに評価・調査委員会に報告することとされております。

この特例措置「NPO 法人による職業紹介に対する支援事業」につきましては、平成22年9月に新たな規制の特例措置として設けられ、神奈川県横浜市が22年11月に特区計画の認定を受けて実施されてきたものでございます。この特例措置は、本年度の下半期の評価対象となっておりますけれども、特段の要件の変更なく全国展開されるようでしたら評価の必要はなくなりますので、念のため申し添えたいと思います。

この特例措置の全国展開に当たっての検証と今後の対応については、厚生労働省からご説明いただきたいと思っております。

(北條首席職業指導官) 厚生労働省の北條と申します。今事務局からご説明のありました「NPO 法人による職業紹介に対する支援事業」について概略をご説明申し上げたいと思っております。資料4の1ページでございます。

<これまで>というところをご覧ください。ハローワークインターネットサービスというインターネット上の求人情報提供サイトがございまして、ハローワークの求人のほとんどすべてがこのサイトに掲載されております。そこに掲載された求人情報のうち、事業所名等が非公開となっているものがございます。これは、求人受理の時点で、事業所名等をインターネットのサイト上で公開するか否かについて求人者の意向を確認し、それを踏まえた掲載方式をとっているためでございます。求人者が事業者名等の非公開を希望する理由といたしましては、公開することにより、いろいろな業者の営業の対象となることを避けるためであるとか、ハローワークの職業相談・紹介を経た方等に限定することにより、応募の集中度を緩和したい、というようなものがあり、こうした理由で事業所名等を非公開にするケースが約2割程度ある、というのがこれまでの現状でございます。

続いて、中程の丸囲みのところをご覧ください。今申し上げた現状について、この構造改革特区を活用し、次のような措置を講ずるという内容でございます。ハローワークインターネットサービスの求人情報のうち、事業所名等が非公開とされているものについて、地域若者サポートステーションを行うNPO 法人からの要請に応じ、事業主の了解を得たう

えで、その情報をその法人に提供するというものでございます。

通常、こうした場合、その NPO 法人がハローワークに事業所名等の提供について要請をし、さらに、要請を受けたハローワークが事業主に確認をし、NPO 法人に提供するという手続きを踏むよりは、ご本人に来所いただいた方が早いわけですが、地域若者サポートステーションという、厚生労働省が委託し実施している事業は、ニート等の若者を支援対象としている事業であり、こうしたニート等の若者は、NPO の職員の方々とは深い信頼関係を築き、この方々とは話ができるけれども、直接ハローワークに出向いて職業相談を行うとなると、まだ抵抗があるという方も多くいらっしゃいます。このような方のために、NPO の職員の方々が間に入っていただくということに大きな意義があるわけでございます。こうした個別の対応が必要となる方を対象とした事業を行っている地域若者サポートステーションからの照会であれば、ハローワークも前向きに対応してまいりたいという趣旨でございます。

現在、ユースポート横濱という NPO 法人が事業を行っておりまして、地元のハローワーク横浜と密接な連携を図り、事業内容にこれまで特段問題が生じていないということでございますので、これを全国展開したいと考えております。地域若者サポートステーションは、本年 4 月現在で全国に 115 か所ございます。したがって、全国に拡大すれば、ニート等の若者の雇用対策上大変有効に機能する特例措置であると考えております。

今ご説明申し上げた 1 ページ目に、2 ページ目から 4 ページ目までに書いてあることが要約してございますので、続いて、5 ページ目をご覧ください。今までの活用の状況等でございます。1 の (1) の括弧内をご覧ください。認定計画に係る事業実施主体が 1 件、これは先ほど申し上げた横浜の地域若者サポートステーションでございます。この事業実施主体からハローワークに 8 件照会があり、8 件すべて情報提供し、その 8 件の中で実際紹介就職に至った件数が 1 件ございます。地域若者サポートステーションの支援対象者は、就労意欲・就労スキルが十分でなく、就職が困難な方が多いため、件数は少ないですが、全国展開すれば、相応の効果も期待できるものと考えております。

以上より、これまでの条件を特段変更せず、これを全国で実施するため、各都道府県労働局に局長通達を発して速やかに対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、規制所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置について、御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

8. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(樫谷委員長) それではその次に、新たに適用されました特例措置の評価時期の設定について、事務局よりご説明があります。

(豊重参事官補佐)事務局でございます。資料の5をご覧ください。資料の5、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に関する意見(案)」でございます。文書を読み上げます。

「構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置について、規制所管省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。」

ということで表の方でございますが、特例措置番号939、「障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業」、こちらにつきまして評価時期を平成25年度にしたいと考えてございます。

次のページをご覧ください。「障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業」の概要について、簡単にご説明いたします。上から順番に流して読んでまいります。これまでは、障害児通所施設(児童発達支援センター)における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていないということでした。

一つ飛ばしまして、<取り巻く環境の変化>、障害児通所施設において、限られた運営予算の中で、きめ細やかな療育を提供していくためには、運営の合理化を進める必要があり、調理業務について、効率的な運営を行うことが求められている。

これによりまして、施設外で調理し搬入することを可能にするという特例措置を設けたものでございます。

主な要件は4つございます。認定計画数としましては2件、千葉県と愛知県の日進市、こちらの2件が現在特区として認定されてございます。

次のページをご覧ください。スケジュールといたしましては、①平成25年7月より調査票を作成し、送付、回収、現地調査を行いまして、平成25年12月にとりまとめを行うと考えてございます。

②の理由でございます。特区認定は平成24年3月29日になされ、4月1日より事業が開始されたところであるが、その効果を評価するためには事業開始から1年程度経過した後調査を開始することが適当であり、平成25年度に評価が行えるよう上記スケジュールを組んだものでございます。

説明は以上でございます。

(樫谷委員長)ありがとうございました。それでは、今の評価時期の設定について、これは教育部会ですか。

(豊重参事官補佐)医療・福祉・労働部会になります。

(樫谷委員長) 今野先生、よろしくお願ひします。

(今野委員) はい。

(樫谷委員長) 何か御意見、御質問ございませんでしょうか。来年度からということですが、よろしいでしょうか。それではありがとうございます。それでは、本日の案にて、評価・調査委員会意見とし、構造改革特別区域推進本部長に提出することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

9. 今後のスケジュールについて

(樫谷委員長) その次に、今後のスケジュールについて、事務局より説明があります。

(里見参事官) それでは事務局よりご説明申し上げます。資料6をご覧ください。

ご覧いただいているスケジュールのうち、表の左側が評価に関するスケジュール、右側が調査審議に関するスケジュールとなっております。

右側の調査審議につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、本日の諮問を受けて、7月から10月にかけて地域活性化部会においてご審議いただいた上で、本委員会にて調査審議意見をおとりまとめいただくという予定であります。

左側の評価につきましては、前回の委員会、3月開催の本委員会におきまして評価予定の規制の特例措置をお示ししておりますが、本年11月から来年2月までを目途にご審議いただく予定であります。

11月までの間も評価の準備作業として、認定地方公共団体や実施主体に対する調査を行ってまいります。これは、既に事務局においては、規制所管省庁あて対象となる措置を通知し、調査票の作成を指示しております。事務局としましてもその規制所管省庁の調査票を踏まえ、評価・調査委員会としての調査票を作成する予定であります。

これを既に着手しておりますが、9月にかけて行い、9月を目途に関係の専門部会、委員会の先生にも調査内容をご確認いただいた上で、10月頃から調査対象に調査を実施し、11月までに調査結果をとりまとめ、11月以降の評価・調査委員会としてのご審議に間に合わせたいと考えております。

今後のスケジュールについては以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。何かこの件については御質問ありませんでしょうか。

(樫谷委員長) それでは、先ほどご審議いただいた、平成24年度上半期評価意見(案)についてご審議いただいたことなんですけど、文章に若干修正をしなければいけないというのがございまして、平成24年度上半期評価意見(案)の2ページ目の「3. おわりに」です。

(長屋参事官) 失礼いたします。先ほどご了解いただきました評価意見(案)につきまして、文部科学省から御意見があるということでございますので、よろしく願いいたします。

(榎本室長) ありがとうございます。恐縮でございます。ページ番号で申しますと2ページの3のところ、こちら段落が3つございますが、そのうちの2つ目でございます。

2つ目の段落の「規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。」と、ここに関しましては、今回の816の関連では不適切と認識いたしております。

理由を3点申し上げます。1つ目、今回816に関しましては、現状に問題があるということで是正とされたこととの関係と、ここの箇所の記述がきわめてわかりにくくなっておりますので、このままですと学校関係者や自治体の方に誤解と混乱を起こさせる可能性がきわめて大きいものと思っております。2点目、今回この資料は816の1件でございますので、この「おわりに」というところに関して、これは一般的な記述なのかもしれませんが、実際には1件でございますので、この部分が816に関する記述と見られる可能性がきわめて高いと認識しております。3点目、今回この816に関するこの1件である以上、ここの「おわりに」というところに関しましても、きめ細かい記述上の工夫がいるのではないかと思っておりますし、それが私としては評価・調査委員会におけるこれまでの基本認識と受け止めております。たとえば、学校法人化に関しましては、一般論で述べるのではなく、各学校がどのような懸念を考えているのか、それを全部網羅し、1校1校に関してどのようなことが考えられるのかということとを全部整理するということもあり、これまで文科省が対応してまいりました。

画一的に記述をするというのではなく、その場その場の状況に応じたきめ細かい配慮ということが国民の方々や教育関係者の方々に対する安心感を与えるものと認識しております。

したがって、冒頭述べました通り、「規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。」というところに関しては、今回の件に関しましては削除すべきものではないかと認識をしております。よろしくご配慮いただければと思っております。

(榎谷委員長) ありがとうございます。事務局は何かございますか。

(長屋参事官) 失礼いたします。今文部科学省からそういうご指摘がございまして、事務局の立場といたしましては、この文章を作成いたしましたのは、平成23年度、平成22年度の評価においても同様の文言になってございまして、「規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。」というのは、今回も必ずしも文部科学省のみに向けられたメッセージではなくて、評価・調査委員会において、各規制所管省庁全体に向けた一般的な呼びかけとして、文章の案を作ったものでございます。

(樫谷委員長) そのつもりだけれども、1件しかないので誤解を与える恐れがあるので、表現についてはもうちょっと工夫をしてもらいたいと、こういう話ですよ。

よろしいですかね。それではこの表現については、私と事務局で調整をしながら案を作っていくたいと思っております、最終的には委員の先生方に御報告してご了解していただいて、そして修文して最終的に評価意見の(案)を取るという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。他に何か事務局から連絡事項はありますか。ないですか。

10. 閉会

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、御意見や御質問がないようですので、本日はこれで閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

以上